

# NFT市場の現状と 不正競争防止法の課題

三村小松山縣 法律事務所

弁護士 海老澤 美幸

# 自己紹介

海老澤 美幸 (えびさわ みゆき)

弁護士 (三村小松山縣法律事務所)

## ■略歴

- 1998年 慶應義塾大学法学部卒業 / 自治省(現・総務省)入省
- 1999年 株式会社宝島社入社 雑誌『spring』編集部
- 2003年 ロンドンにてスタイリストアシスタント
- 2004年 フリーランスファッションエディター/スタイリスト  
雑誌『ELLE japon』『GINZA』『Casa Brutus』等
- 2014年 一橋大学法科大学院修了
- 2017年 弁護士登録 (第二東京弁護士会)
- 2017年 ココネ株式会社 / 林総合法律事務所
- 2019年 三村小松山縣法律事務所



## ■所属等

- ・ fashionlaw.tokyo 主宰
- ・ Fashion Law Institute Japan
- ・ 文化服装学院 非常勤講師

## ※注意

本資料の記載事項及び本日の説明は、個人的な見解であり、現在所属する又は過去所属していた組織の見解ではありません

1. NFT市場の現状
2. ファッションNFTをめぐる現状と問題点
3. 不正競争防止法による救済の課題

※NFT（Non-Fungible Token）とは一般に「ブロックチェーン上で発行される代替可能性のないデジタルトークン」をいうものとされていますが、本資料では、便宜上、NFTに関連づけられる画像や映像、それらが流通する市場等を含めて「NFT」と総称することがあります。

# 1. NFT市場の現状

## 現 状

- ◆ 現在進行形でリーガル面の論点整理がなされつつある。
- ◆ 現状は資金決済法や金融商品取引法上の取り扱いなど、金融面の議論が中心。
- ◆ 著作権、意匠権、不正競争防止法を含むIP関連の議論はまだあまり進んでいないのが実情。
- ◆ 積極的にNFTを展開するファッションブランドも現れており、ファッション産業においてNFT市場は新たなマーケットとして大きな注目を集めている。  
(例) GucciとSUPERPLASTICのコラボレーション「SUPERGUCCI」  
ドルチェ&ガッバーナのNFTコレクション

## 2. ファッションNFTをめぐる現状と問題点

### 現状

**フィジカルの衣服や小物等を含むファッションデザインがNFT市場上で模倣されるケースが増えつつある。**

(例) X社のコートを3D化して制作された映像が、第三者によりNFTとしてプラットフォーム上で販売されるケース

これまでもフィジカルのファッションデザインがデジタル上（例：ゲーム等）で模倣されるケースは発生していたものの、NFT売買は高額な取引となりやすいことから大きな問題と認識されるように。

### 問題点

- ◆ 一般的に衣服や小物を含むプロダクトデザインには著作権が発生しないことが多く、**デザインを模倣された場合でも著作権侵害の主張は難しい。**
- ◆ ファッションデザインをNFT化するために3D等を作成する過程で著作権が発生することもあるところ、ファッションデザインの権利者は3D等について何らの権利も主張できないにもかかわらず、模倣者は著作権を主張することが可能。
- ◆ ファッションデザインのNFT化自体は誰でも可能であり、発行者の真正性は担保されない。
- ◆ **NFTと関連づけられるファッションデザインの画像や映像には、意匠権の保護が及ばないものと思われる。**
- ◆ 商標登録されているデザインやブランド名等が使用されている場合には商標権侵害として対応することになるが、**NFTまで想定して商標権を登録しているブランドは少ない。**

## 2. ファッションNFTをめぐる現状と問題点

### 著作権

- ◆ 大量生産を前提とした衣服や小物等のプロダクトデザインには、一般的に著作権が発生しないと考えられている。  
そのため、NFT市場上におけるデザインの模倣に関し、著作権侵害を主張することは難しい。

### 商標権・意匠権

- ◆ 商標登録されているデザインやブランド名等が使用されている場合には商標権侵害で対応。
  - ✓ NFTまで想定して商標権を登録しているブランドは少ない。そのため、NFTに関連する指定商品にて、時間と費用をかけて新たに商標出願をする必要があるが、当該ブランドがNFTを発行する予定がない場合などは不使用取消のおそれもある。  
[参考] Nike “Downloadable virtual goods”
  - ✓ ブランド名が使用されていても商標的使用とはいえない場合も少なくない。  
(例) 単に商品の説明文として使用されている場合
- ◆ 意匠登録をしている場合であっても、NFTと関連づけられる画像や映像については意匠権の保護が及ばないものと思われる。

➡ 不正競争防止法による救済に期待

### 3. 不正競争防止法による救済の課題

◆ ファッションデザインは時間、労力、費用等を投下して生み出されるものであり、そこにフリーライドしてリスクなく利益を上げることは、不正競争防止法が目的とする「公正な競争」の原理に反するものである。フィジカルな市場とNFT市場とが近接する現代においては、**フィジカルな市場とNFT市場のボーダーを超えて法を適用することが「公正な競争」に資するものと考えられる。**

◆ 特に、著名・周知ではないデザイン（形態）のデッドコピーを規制する法2条1項3号は、ファッションデザインの模倣事案において重要な役割を果たしている。**NFTが視覚的にも「形態」として把握されることや、フィジカルな市場とNFT市場が近接していることを踏まえ、今回問題となっている模倣事案にも本号が適用されることを明確化することにより、ファッション事業者が安心してデザイン活動に取り組むことができ、産業全体の発展につながることを期待される。**